

# 17世紀末に琉球に漂着した朝鮮船乗員の送還について

糟谷 政和

## 1. 17世紀における朝鮮と中国との間の漂流民送還

### ア. 中国へ漂着した朝鮮船乗員の送還

『同文彙考』原編卷66「漂民一説」<sup>注(1)</sup>には、17世紀に中国へ漂着した朝鮮船乗員の送還事例として2つの事例が載っている。ひとつは、清に漂着した朝鮮船乗員金沙トら7人が1646年に清から送還されてきた事例である。<sup>注(2)</sup>もうひとつは、1698年に琉球に漂着した薩厄ら18人が1698年に琉球から福建省・北京経由で送還されてきた事例である。<sup>注(3)</sup>

### イ. 朝鮮へ漂着した中国船乗員の送還

1644年から1885年の間に朝鮮へ漂着した中国船乗員が送還された240余の事例に関してはすでに松浦章氏による年表的整理<sup>注(4)</sup>があるので、それに依拠して以下検討したい。17世紀の事例としては18事例があげられている。清入関以前とはいえ清に配慮しなければならない時期の事例（1640年）、入関直後やはり明と清との対立の行方に苦慮した時期の事例（1644年、1648年）、さらに1656年の海禁令や1670年の遷界令によって親明・反清のと判断できる中国漂着船（「明船」）乗員は清へ基本的に護送することが原則であった時期の事例（1652年、1667年、1668年、1670年、1681年）、そして1684年の展海令以後は朝鮮漂着中国船乗員の着実な送還（陸路または海路）が清から要請されてきた時期の事例（1684年、1686年、1688年、1688年、1688年、1691年、1693年、1694年、1696年、1698年）に区分することができる。

## 2. 17世紀中頃の朝鮮へ漂着した中国船の送還－遷界令と朝鮮

1644年に清が北京に入城して以降の明清交替期を挟んだ17世紀後半の朝鮮漂着中国船乗員の送還について、とくに5つの朝鮮漂着「明船」事例については上記の松浦論文に依拠して要約的にまとめると以下のようである。<sup>注(5)</sup>

事例① 1652年：日本向かう中国船が破船して漂流し、生存者28人が1652年に朝鮮の濟州島に漂着したが、清への使節とともに護送された。

事例② 1667年：乗員95人の中国船が日本へ向かう途中で1667年濟州島に漂着した。乗員は自ら「大明福建省官商人」と名乗り、弁髪もしていなかったという。朝鮮政府内部では多くの議論があったが、清への配慮もあって、結局漂着した95人全員が清へ護送された。

事例③ 1668年：「皇明福建省漳州府」の人が乗った中国船が、1668年7月に慶尚道曲浦に漂着した。しかし薪水をさがして出航していった。

事例④ 1668年：弁髪をしていない3、40人が乗った中国船が、1668年7月に全羅道防踏の安島に漂着した。しかし薪水を得て出航していった。

事例⑤ 1670年：香山島から日本の長崎へ向かっていた65人が乗った中国船が、1670年5月に済州島に漂着したが、現地責任者（済州牧使）の判断で船を整えてあげてそのまま立ち去らせた。

上記の5つの事例を含む時期に、清は1656年に海禁令を出したし、さらに1661年に遷界令を出して1684年まで中国船の海上活動を規制した時期であった。遷界令によって、江蘇省、浙江省、福建省、広東省、山東省の中国船の海上活動は制限されていた。ただ鄭一族勢力下の台湾などの船は航行しており、これらの船（いわゆる「明船」）が朝鮮に漂着する場合があったわけであり、上記事例①～⑤まではそのような船の可能性が高いといえる。

以上から1652年から1670年の間に朝鮮に漂着した中国船への対応はつぎのようにまとめることができる。

- (1) 朝鮮に破船・漂着した中国船で、乗員が弁髪をしていない等明らかに「反清」的と判断できる場合は、基本的に生存者は陸路で北京に護送された。対応経緯は中国へ報告される可能性がある。（事例①、②）
- (2) 朝鮮領内に漂着また停泊した中国船で船体に問題がない場合、薪水を得た後に、立ち去ってしまうこともある。朝鮮側としては、乗員が「反清」的であったとしても対応できないと考えた。対応経緯は中国へ報告される可能性がある。（事例③、④）
- (3) 朝鮮に破船・漂着した中国船で、乗員が弁髪をしていない等明らかに「反清」的と判断できるにもかかわらず、漂着地の現地責任者の判断で秘密裏に出航させてしまうこともあった。明清交替期の朝鮮における複雑な状況判断をうかがうことができる。対応経緯は中国へ報告される可能性は低い。（事例⑤）

### 3. 1680・90年代に朝鮮に漂着した中国船乗員の送還－展海令と朝鮮

破船した中国船乗員の杭州人趙士相ら26人が1681年に全羅道羅州に漂着した。この26人はこれまでの規定にしたがって、護送される形で北京に送還された（「解京」）。しかし1684年に清が展海令を發布してからは事情が変わる。それが同年に朝鮮に漂着した中国船乗員への対応の変化としてあらわれた。『同文彙集』原編卷70「漂民五<sup>注(6)</sup>大<sup>國</sup>」につぎのようにある。

報智島漂人押解咨

云云登州人三名船破洋中漂到智島專差僉正尹之徽解京云云<sup>出通文</sup> 康熙二十三年 月 日

## 禮部知會咨官頒賞咨

云云奉旨海禁已開漂人發回應行獎賞題准賞銀賜宴嗣後爲例云云<sup>譯</sup> 康熙二十三年 月 日

## 4. 琉球と展海令

17世紀琉球に漂着した朝鮮船乗員の送還はどのようになされていたのだろうか。<sup>注(7)</sup>すでに明らかのように、漂着した朝鮮船の船体に異常がない場合は、なんらかの交流はあるものの出航してゆくことになる。船体に問題があつて自力航行が無理な場合は、那覇・薩摩・長崎・対馬・釜山と送還された。この那覇・薩摩・長崎・対馬・釜山経由の送還事例としては1661年、1662年、1669年の記録がある。しかし1684年に清が展海令を發布して、海禁をゆるめた状況のなかで、以後、海外交易の増加によって中国船の漂流も増えることが予想された。この新事態に対して琉球はどのように対応したのだろうか。

清は1684年に海禁をゆるめたが、そのことを琉球に知らせかつ琉球に漂着した中国人を救助して中国に送還すれば償賜する旨の1684年8月22日付の外交文書(咨文)を送った。以下のように、その咨文の中で、1684年の解禁解除後の漂流中国人送還の先行例として、朝鮮に漂着した山東省登州人3名が1684年に中国に送還されてきた事例を指摘している。

この咨文は『歴代宝案』にあるが、ここでは『歴代宝案』訳注本から当該部分を引用すると以下のようである。<sup>注(8)</sup>

(略) 朝鮮国王李焯、咨するに、前事、等の因あり。旨を奉ずるに、海禁已に開けば、這うの漂失せる船隻の民人は、着するに原籍に発回せよ。其の解送し来れる人は応に獎賞を行ふべし。爾の部、兵部と合同して議送せよ、とあり。此れを欽む。該臣等、会して議得するに、朝鮮国の解到したる漂海せる山東登州府蓬萊県の民張文学等三人は、旨に遵いて原籍に発回するに、応に兵部の通送するを聴すべし。其れ海禁已に開けば、各省の民人の海上に貿易して行走する者甚だ多し。応に浜海の外国の王等に移文して、各々該管の地方に飭して、凡そ船隻の漂至する者有らば収養して解送せしむべし。(以下略)

この朝鮮の対応を指摘して琉球にも同様に漂流中国人の送還を求めたのであった。このように、1684年に中国が、琉球に対して、琉球に漂着した中国人の送還を求めてきたことに対して琉球は苦慮した。つまり琉球は、琉球に漂着した他国船乗員については、1609年の薩摩藩による琉球侵攻以来、幕府・薩摩藩の政策にしたがって送還してきた。つまり琉球漂着日本船乗員は那覇から薩摩・長崎経由で各藩にひきとられていった。また琉球漂着朝鮮船乗員は、前述の1661年、1662年、1669年の事例のように那覇・薩摩・長崎・対馬・釜山経路で送還された。さらに琉球漂着中国船乗員は那覇・長崎経由で長崎来航の中国船によって送還された。こうしたなかで、1684年の展海令発布以降、増加が予想される中国船海上活動増加にともなっ

て予想される中国船漂着に対して、周辺諸国は新たな対応を迫られたといえる。琉球はつねに薩摩・幕府との緊張関係にあるが、この琉球漂着中国船乗員の送還をめぐる、従来の長崎経由の送還か琉球からの直接送還かで対立するが、最終的には1696年には従来の長崎経由送還に代わって琉球から福州経由での送還が決定した<sup>注(9)</sup>。これによって以後、琉球漂着中国船乗員は福州経由で送還されることになったが、さらに琉球漂着朝鮮船乗員の送還も福州経由となったのである。その結果、新しい福州経路で送還された最初の琉球漂着外国船乗員は、1696年9月16日に久米島に漂着し、翌年に福州経由で送還された朝鮮船乗員18人であった。

このように1684年の展海令以後、琉球の漂着外国船乗員送還は変化があったことがわかる。

## 5. まとめ

以上のように、17世紀末において、朝鮮に漂着した中国船乗員の送還と、琉球に漂着した朝鮮船乗員の中国福建省経由での送還について、その関連性等について概観してきた。今後さらに詳細な分析を進めてゆきたい。

## 注

- (1) 大韓民国文教部国史編纂委員会編『同文集』(韓国史料叢書第24集)第2巻、1978年、ソウル。なお以下の引用では『同文集』とし、かつ同書からの引用頁を示す。
- (2) 『同文集』1250-1251頁。
- (3) 『同文集』1251-1254頁。
- (4) 松浦章「李朝時代における漂着中国船の一資料」『関西大学東西学術研究紀要』15、1982年。
- (5) 同上論文。
- (6) 『同文集』1330頁。
- (7) 17世紀に琉球に漂着した朝鮮船の送還については以下の研究を参照した。小林茂・松原孝俊編「朝鮮から琉球へ、琉球から朝鮮への漂流年表」(研究代表者：小林茂『漂流・漂着からみた環東シナ海の国際交流』1997年度科学研究費補助金研究成果報告書、1997年3月)、小林茂・松原孝俊・六反田豊編「朝鮮から琉球へ、琉球から朝鮮への漂流年表」『歴代宝案研究』第9号(財団法人沖縄県文化振興会・公文書館管理部史料編集室編集、沖縄県教育委員会発行)、1998年3月。
- (8) 沖縄県立図書館史料編集室編『歴代宝案』訳注本第1冊、沖縄県教育委員会、1994年、216頁。
- (9) 1684年の清からの咨文への対応をめぐる琉球と薩摩・幕府との関係については以下の研究を参照した。上原兼善「一七世紀末期における琉球国の動向」『琉球王国評定所文書』第6巻巻頭論考、浦添市教育委員会、1991年。豊見山和行「一七世紀における琉球国の対外関係」(藤田覚編『十七世紀の日本とアジア』山川出版社、2000年)。